

特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J)

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮し、男女ともに長く勤められる職場環境を整備するため、次の行動計画を策定する

■ 計画期間： 2021年3月15日～2024年3月14日

<目標1>全職員の有給休暇取得率を50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 2021年3月～ 有給休暇取得を促すため、団体のトップからメッセージを発信する。(毎年1回実施)
- 2021年4月～5月 管理職も含めて職員が積極的に有給休暇を取得できるよう、年間のスケジュールの中で取得の時期を検討し、組織運営委員会に提案する。
- 2022年4月～ 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定し、実施する。
- 2023年4月～ 有給休暇の取得率が低い管理職と職員には、理事が面談し、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

<目標2>有期労働契約の期間が通算で5年を超えていない場合でも、有期契約労働者が無期契約労働者へ転換できる制度を策定し、転換を促す

<実施時期・取組内容>

- 2021年3月～4月 有期労働契約の期間が通算で5年を超えていない場合でも有期契約労働者が無期契約労働者へ転換することができるよう、転換の制度を就業規則に規定する。
- 2021年4月～5月 団体のトップが、就業規則に規定された制度の対象となる職員より転換希望者を募る。転換希望者を対象に面談、面接試験等を行った上で転換を判断する。
- 2022年4月～ 毎年、制度を有期契約労働者に説明し、希望者を募る。転換希望者に対し面談、面接試験等を行った上で無期雇用への転換を行う。
- 2023年4月～ 2年間の実績をもとに目標達成に向けた計画の見直しを行う。